

# 宮崎市議会タブレット端末等賃貸借業務 仕様書

## 1. 件名

宮崎市議会タブレット端末等賃貸借業務

## 2. 目的

ペーパーレス会議の導入ならびに議案等関係資料の閲覧等による議会運営の効率化及び印刷費等のコスト削減を目的として、タブレット端末の賃貸借を行うもの。

## 3. 契約期間及び賃貸借期間

- (1) 契約期間 契約日から令和9年8月31日まで
- (2) 引渡期日 令和4年8月31日まで
- (3) 賃貸借期間 令和4年9月1日～令和9年8月31日まで（60カ月）

## 4. 賃貸借物品等

### (1) タブレット端末（指定品）

台数：56台

機種：12.9インチ iPad Pro（第5世代）

モデル：Wi-Fi+Cellular モデル

容量：128GB以上

色：色の指定はしないが、全て同色とすること。

付属品：充電ケーブル及び電源アダプタ

その他：新品であり機種は統一されていること

### (2) データ通信

- ・回線数：56回線
- ・国内で利用可能な5G/4G通信方式で接続できること。
- ・データ通信：通信量を1台当たり3GB/月以上とする。また、3GB/月に達するまでは通信速度が制限されないこと。
- ・インターネット及びメール等を利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。
- ・通信に障害が発生した場合、速やかに対応すること。

### (3) モバイル端末管理機能（MDM）

- ・発注者から、設定・操作が可能なMDM管理機能を提供すること。
- ・紛失時に管理者又は通信事業者による遠隔操作により、タブレット端末の回線利用中断、画面ロック及び内部データ消去が可能であること。
- ・端末の位置情報の検索が可能であること。
- ・有害サイトへのブロックやアクセス制限等のフィルタリング機能を有し、アダルトサイト・通販サイト等、ジャンル単位でのフィルタリングができること。
- ・タブレット端末へのアプリケーションの配布機能を有すること。
- ・タブレット端末のパスコード設定必須化が可能であること。

### (4) 通信キャリアメール

通信キャリアメールを使用可能とし、指定するメールアドレスを設定すること。

(5) セキュリティ

- ・端末ごとにパスワード等による利用者制限の制御がなされること。
- ・第三者による不正使用または情報漏洩に対するセキュリティ対策が講じられていること。

(6) その他

- ・賃貸借物品の調達については、落札者の責任で対応すること。
- ・契約期間における賃貸借物品に係る部品等の供給が保証されること。

5. 受注者の条件

- (1) 移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している事業者であること。
- (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）により、更正手続き開始の申し立てを行っていない者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）により、更正手続き開始の申し立てを行っていない者。
- (4) 自治体から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (6) 過去1年間の法人税、消費税等租税を完納していること。
- (7) 宮崎市内に営業所もしくは支店等を有すること。
- (8) 自己又は自社の役員等が、宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

6. 納品

- (1) 初期設定を全て行った状態で、3-（2）の期日までに納品すること。
- (2) 機器の納入にあたって、受注者は、事前に日程及び作業方法に係る日程調整等を発注者を行うこと。
- (3) 不要な梱包材は、引き取り及び処分を行うこと。
- (4) タブレット端末等に欠陥が確認された場合には、迅速に対応すること。
- (5) 受注者は、納品時に発注者へ機器の操作方法について説明を行うこと。

7. 保守

- (1) 機器の利用及びトラブルに関する問い合わせの対応は、原則として市役所開庁日の午前9時から午後5時までとする。ただし、これ以外であっても、会議等での使用において緊急事態が発生した場合には、電話による対応を行うこと。
- (2) 正常な使用状況で故障した場合は、無償での修理又は同等機種 of 代替品への交換を行うこと。
- (3) 紛失や自然災害等によって機器の修理・交換が必要となった際には、契約期間内において、端末一台につき1回は無償での修理又は同等機種 of 代替品への交換を行うこと。ただし、使用者の故意、重過失、水濡れによる故障の際は、双方の協議により対応を決定する。また、修理・交換が有償になる場合は、事前に発注者の了解を得ること。
- (4) 機器の交換又は修理に伴う初期設定については、別途発注者と協議をすること。

8. 納入場所

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号  
宮崎市役所本庁舎2階 議会事務局議事調査課

## 9. 見積事項

本書に示す期間・条件を踏まえた1カ月あたりの費用を見積金額とする。  
なお、初期費用等についても各月で割り振るものとする。

## 10. 支払方法

費用は月払いとし、端末の賃貸借に係る費用と、通信に係る費用をそれぞれ分けて請求すること。

## 11. データ通信費

データ通信費については、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約（契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとする）とする。

## 12. 契約期間満了時の対応

- (1) 受注者は、契約期間終了後、内蔵ストレージ等のデータが復元できないように削除等をした後、機器の回収を行うこと。
- (2) データの消去方法及び削除する範囲については、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。

## 13. その他

- (1) 受注者は、発注者の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表してはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすることとし、本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。
- (2) その他、仕様書に規定されていない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議を行い対応すること。